

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 4 月24日
【会社名】	株式会社 J T C
【英訳名】	J T C I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 具 哲謨
【本店の所在の場所】	東京都新宿区左門町 2 番地 6
【電話番号】	03-6457-7793（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山本 文矢
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区左門町 2 番地 6
【電話番号】	03-6457-7793（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山本 文矢
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の2の規定に基づき2024年4月8日に提出いたしました新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格（払込金額）」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 発行価格（払込金額）

(4) 発行価額の総額

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

3【訂正内容】

(3) 発行価格（払込金額）

(訂正前)

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）において二項モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(訂正後)

本新株予約権の払込金額は、新株予約権 1 個当たり284円とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

52,489,732円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を取締役会で決議した日（以下「発行決議日」という。）の前取引日の韓国取引所における当社普通株式を表章する韓国預託証券（以下「KDR」という。）の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.01を乗じた金額を、発行決議日の前取引日において東京の主要銀行が提示する韓国ウォン対顧客電信売り相場の為替レートで換算した円価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

（以下略）

(訂正後)

本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、541円とする。

（以下略）

以 上